

中国会計・税務実務ニュースレター

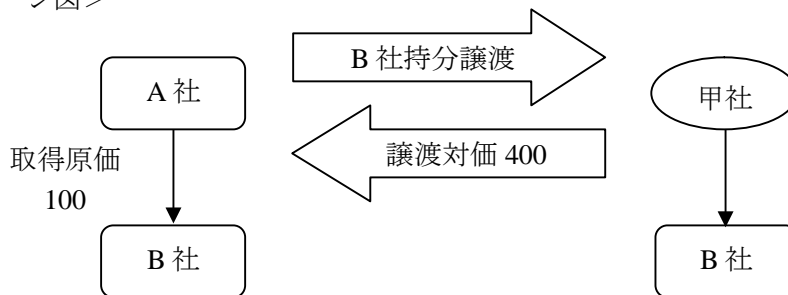
今回のテーマ： 中国企業の持分譲渡に関わる税務問題

今回は中国子会社の持分譲渡に関わる日中の税務問題について紹介します。

事例

A社は、その所有する100%中国子会社B社（取得価額100）の持分を他の日本法人甲社に400で譲渡することにしました。この場合の日中それぞれにおける課税関係を整理してみましょう。

<イメージ図>



A社の譲渡益300に対する日本および中国での課税関係は次のとおりです：

1) 中国における課税

外国法人は、中国国内に存在する資産を譲渡することによって獲得する所得について、中国において企業所得税¹を申告する必要があります(企業所得税法第1条、第2条、第6条)。また、日中租税条約にも日本法人が資産(株式等を含む)譲渡によって取得する収益であって、中国国内において生じるものに対しては、中国の租税を課することができると規定しています(日中租税条約第13条)。

中国に恒久的施設²を有しない外国法人が取得する中国源泉所得に対する課税については、10%の企業所得税率が適用されます(企業所得税法第4条、企業所得税法实施条例第91条)。

よって、A社は中国において、譲渡所得300(=400-100)を申告し、企業所得税30(=300×10%)を納付することになります。

2) 日本において

日本の法人税法の規定により、内国法人の有償又は無償による資産の譲渡で資本等取引以外の取引にかかる収益の額は、別段の定めがある場合を除き、当該事業年度の益金の額に算入されることとされています(法人税法22条2項)。よってA社は日本においても譲渡所得300を益金に算入し、税額計算の対象とする必要があります。ただし、中国で納税した企業所得税については、日本で外国税額控除を受けることにより、国際間の二重課税を排除することができます。

よって、A社の譲渡益300に対して、日本の法人税120(税率を40%と仮定する)から、中国で納付した30を差し引いた90を日本で納付することになります。

お見逃しなく！

中国の外資系企業の株主が変更となった場合には、所轄商務機関に出資譲渡の申請を提出し、許可をとる必要があります。出資譲渡を決議した日から株主変更後の営業許可書を取得するまで、通常45～60営業日かかります。

¹ 企業所得税とは、企業およびその他団体が中国において取得する所得に対して課される税金であり、日本の法人税に相当する税金です。

² 恒久的施設とは、外国法人の支店、事務所のような管理場所等を指します。